

2026年度社会福祉法人アンダンテ 事業計画

はじめに

社会福祉法第24条第1項「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び透明性の確保を図らなければならない」とある。また、第2項において「社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金の、福祉サービスを積極的に提供するように務めなければならない」と責務が定められている。

このことから社会福祉法人アンダンテは、自主的・自立的な経営のもと、社会福祉事業を中心とした質の高い福祉サービスを提供するとともに利用者（障がい者）一人ひとりの権利と尊厳を守り、地域貢献活動を通して、地域に暮らす人たちから真に信頼される社会福祉法人を目指す。私たち社会福祉法人アンダンテの役職員は、以下の事項を常に念頭に置き、法人経営にあたる。

■公益性

個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい安心のある生活が送れるよう支援する。

■継続性

利用者のニーズの多少に関わらず、個人に必要なきめの細かい福祉サービスを継続して提供する。

■透明性

公的な負担（税金）によって行われる事業であることを自覚し、積極的な情報開示、情報提供等を行っていく。

■倫理性

公正、誠実な倫理観に基づく法人経営を行う。

■非営利性

事業経営で得た成果は、社会福祉事業の発展や地域の生活課題や福祉事業に還元し、地域福祉の充実に努める。

■開拓性

制度の狭間、制度化されていないニーズに対し、先駆的に対応するとともに、制度化に向けた働きかけを行う。

■組織性

良質な福祉サービス、地域の課題やニーズに応えられる人材育成及び組織の強化を図る。

■主体性

民間社会福祉法人としての自主性・自立性を発揮し、理事各々が自らの意志、考え、判断によって事業に取り組む。

■機動性

地域の福祉課題・ニーズ及び制度の変化に素早く対応する。

1. 法人理念

障がい者の「働く」を支援する- - 「学ぶ・楽しむ」「くらす」「はたらく」「かかわる」を各年齢期にわたって支援する。

2. 目的

障がい者の自立と社会参加の理念に基づき、障がい者が通所し、生活支援・職業指導を受けることを通し、自立し、自己実現を図れるよう援助するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

3. 運営方針

人として障がい者もあたりまえに家庭や地域で豊かな暮らしをしていくための援助の主体として、また地域社会との積極的な交流により、障がい者の真実の理解と共感を深め、共に生きていく活動・交流の拠点として運営していくことを基本方針とする。

4. 重点項目

①各事業の活動拡充

実施する事業の特色である相談支援、生産活動、就労支援、音楽療育を行うことで、利用者のニーズに合わせたサービスの提供を行う。

また、事情毎の特性を強化していくことで、一層の拡充を図る。

②人材確保

- (1) 各大学の就職課と関係強化を図り、学内企業合同説明会へ参加する。
- (2) 各大学の福祉学科と関係強化を図り、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、介護福祉士の実習生を積極的に受け入れることで新卒採用に結び付ける。
- (3) 良質な福祉人材の確保に向け「福祉を知る・体験する・情報を得る」手段を講じる。BINGOインターンシップへ参加することで福祉の職場の職業体験の場を提供する。
- (4) 福山地方雇用協議会の主催する企業合同説明会へ参加する。

③人材育成

- (1) 新人育成
エルダー制度と法人内新人研修により一層の新人育成制度の充実を図る。
- (2) 既存職員育成
内外の研修や定例会議により安定的かつ専門性の高いサービスの提供を行っていきます。特に利用者の人権擁護や虐待防止、身体拘束の適正化については法人としての指針を示し、周知徹底を図る。

④働き方改革、職場環境の向上

- ・魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまプラチナ法人
2025年度から始まる「従業員コミットメント」（従業員と共に取り組む約束）を定め、その取り組み内容をふくしかいごネットひろしま認証法人のマイページへ掲載する。従業員コミットメントは法人と職員の双方が責任をもって取り組みに参加し、コミットメントは毎年更新する。
- ・健康経営優良法人ブライト500、ふくやまワーク・ライフバランス、くるみん、広島県仕事と家庭の両立支援企業、広島県男性育休ブラクティクス、トモニン（仕事と介護の両立支援）等の認証の維持をすることで誰もが働きやすい職場づくりに努める。

⑤有給休暇取得促進（有給ゼロ運動）

職員一人ひとりが心身の健康を保ち、安心して働き続けられる職場を実現するため、「有給ゼロ運動」を推進し、計画的な有給休暇取得を法人全体で促進する。

⑥地域貢献

- (1) 地域の課題に対応するために国は地域共生社会の構築をあげており、ふれあいサロンや見守り活動などの地域福祉活動の重要性が増している。こうしたことから今年度もジョイ・ジョイ・ワーク引野は旭丘学区「地域のふれあいサロン」へ場所と送迎車を提供する。
- (2) 旭丘学区「お互いさまミーティング」へ参加し、関係機関・団体が一堂に会し意見交換を行い、地域住民とつながりを持ち、気かけあう地域づくりの課題を解決していく。
- (3) 福山市地域福祉貢献活動協議会に参画し、地域住民からの相談を受け付ける「くらしの相談窓口」の設置を行い、地域における様々な課題の解決に取り組む。

5・中長期計画

1. 利用者支援の充実

『人権と主体性の尊重』

【長期ビジョン】

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供する。

【中期目標】

○自己決定と選択の尊重

利用者の意見を最大限に取り入れ、適切なアセスメントを行い、利用者にとって最善の利益となる信頼性の高いサービスを提供する。

○権利擁護（適切な支援の推進）

行動制限が日常化することが虐待への第一歩となることを意識し、虐待防止対策強化のため、権利擁護委員会において、身体拘束等の適正化を踏まえた指針の整備、研修実施等の取り組みを行う。

○安心安全と事故防止

質の高いサービス提供が利用者の安心・安全の確保につながる。ヒヤリハット委員会により、職員の危機管理の意識と「質」の向上に向けた取り組みを行う。

○快適な生活・作業環境の実現

一人ひとりの利用者にとって、生活・作業の場にふさわしい快適な環境を提供するため、プライバシーの確保、生活・作業環境について検討し、よりよい環境の実現に取り組む。

『サービスの質の向上』

【長期ビジョン】

常に利用者の意向や意志を尊重するとともに、利用者の立場に立った個別支援計画等を立案し、計画に沿った良質かつ適切な福祉サービスを提供する。

【中期目標】

○第三者サービス評価の受審及び再受審

福祉サービス第三者評価の受審及び再度受審をおこない、問題点を把握しサービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者の適切なサービス選択を資するための情報を提供する。

○個別支援計画の充実

利用者及びその家族の意向、利用者の適正、障がいの特性等を踏まえた個別支援計画の作成と、

適切なサービス内容について検討し、利用者のニーズに対応する支援を行う。

○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

事業所ごとの求められる提供サービスに応じた、環境（空間）、設備、人員等を整えるとともに、環境整備に取り組む。

○業務の効率化と専門化

ICT（情報通信技術）、AI（情報技術）の利用促進による効率化、業務分担による専門化を行い、直接支援の充実に取り組む。

2. 地域支援と共生社会の構築

『地域貢献』

【長期ビジョン】

地域における多様な地域課題に主体的に関わり、様々な関係機関や個人との連携、協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進する。また、地域の協議会に積極的に参画し、地域のネットワークを確立する。

【中期目標】

○「ふれあい地域サロン」

地域の資源として活用していただくよう設備面の充実に取り組む。また、緊急時の駆け込み寺的機能を備える。

○「チャレンジウィーク夏・ボランティア体験」

市内の青少年を対象に、夏休みを利用したボランティア体験学習の機会を提供し、思いやりの心を育てて頂き、地域福祉に関心をもってもらう。

○地域貢献活動の推進

地域における社会資源としての法人機能等の提供。さらに、法人間の連携強化・ネットワークづくりを行い、「地域のために（共に）」に取り組む。

3. 健全な財務規律の確立と実効性のある組織体制の構築

『事業運営の透明性の向上』

【長期ビジョン】

財源の負担者である国民から信頼や協力が得られるよう「見える化」を積極的に推進する。また、公益性の高い事業活動を推進することで、信頼性・実効性のある組織を構築するとともに健全な財務規律を確立する。

【中期目標】

○経営状況の公表

WAM ネットやホームページ等を活用して、法人の事業計画・事業実績・公益的取り組みの実施状況や財務情報等公表が必要な情報について広く地域に発信する。また、苦情相談の内容や福祉サービスに関する自己評価、福祉サービス第三者の結果をホームページに公表し、福祉サービスの質の向上に積極的に取り組み姿勢を地域にアピールする。

○健全な財務規律

各理事が担当する収支（経営）状況を適切に把握し、収益の確保と健全な支出、将来を見通した計画的な事業運営を行う。

○組織機能の確立

理事会、評議員会、理事、監事及び評議員が各々の役割を認識し、法人経営と各事業のチェック機能と相互牽制機能を果たす。

○拠点区分ごとの自立した事業実施体制の確立

加算申請から請求の一連の事務と職員の勤怠管理等を拠点区分ごとに確立することで、責任性と主体性の醸成を図る。

○専門家を交えての分析

経営状況の課題を管理者も含めて専門家と話し合いレクチャーを受ける。

4. 事業継続による生活の確保・維持

『事業の継続』

【長期ビジョン】

感染症や災害の発生時においても、障がい者やその家族等及び地域の生活を支えるために、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する。

【中期目標】

○感染症対策の強化

「感染リスクとの共存」の意識を持ち、感染症への正しい知識・情報を収集し、マニュアルの策定、職員研修、施設設備等を実施する。

○事業継続に向けた取り組みの強化 事業継続のための事業の優先順位、人員体制の確保、備蓄物資等をBCP策定で明確にするとともに、的確な避難所運営のための訓練等を行っていく。

○職員へのメンタルヘルス支援

非常災害時に対応する職員のために、法人内の応援体制の確立、衛生用品備蓄による安全な環境、産業医との連携強化等による負担の軽減を整備する。

『非常災害対策の強化』

【長期ビジョン】

自治体や多様な組織・関係者、地域住民と連携し、災害支援ネットワークの構築に取り組む。

【中期目標】

○非常災害対策・地域との連携強化

非常災害対策（計画策定、関係機関との連携、避難訓練等の実施等）を構築し、地域との連携強化のため、地域住民参加型の訓練を実施する。

○各種訓練の実施

定期的にシェイクアウト訓練、広島さつそくネットシュミレーション訓練、災害時非常伝言ダイヤル171訓練を励行する。

5. 職員の確保・育成・定着と業務効率化

『職員確保・育成・定着』

【長期ビジョン】

良質な福祉人材の確保に向け様々な採用手段を講じ、働きがいのある、魅力ある職場、働きやすい職場環境を整える。その上にサービス提供の要となる職員の育成に取り組む。

【中期目標】

○人材の確保

ホームページ、パンフレット等での採用広告と説明会等への参加を通して幅広い層からの人材を

募るとともに、法人の理念や地域貢献等の「見える化」を行うことで、社会的信頼の高い「地域に根づいた社会福祉法人」を目指す。さらに社会の働き方の変化へ対応していく。

○人材の育成

法人の理念や方針を明確化し、体系的な研修の機会を確保し、必要なスキル・意識を習得できる研修計画に取り組む。また、資格取得への支援、キャリアパスの仕組みの確立により、将来像を描ける職場づくりを進める。

○人材の定着

労働災害（メンタルヘルス、腰痛防止等）やハラスメント防止策の職場環境、職員間で「認めあう・感謝しあう」コミュニケーション環境を持つ職場づくりを行う。仕事と生活の両立ができる「働き方」を実現するため、より一層有給休暇取得促進を促し、職員全員がワークライフバランス休暇を取得できるようにする。

○業務の効率化

I C Tによる支援記録の時間削減、情報分析・共有等によるサービスの質の向上を図る。

6. 計画的な改修・改築・施設整備

中長期計画

- ・建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金として施設整備等積立金の積立を計画的に行う。
- ・業務車両の老朽化による車両入替を計画的に各種助成団体へ申請する。
- ・リース車両は5年サイクルで再リースをせず、新たな車両リース計画を立てて管理する。
- ・現在定員30人契約者数46人（2026年3月末現在）のジョイ・ジョイ・ワーク引野の利用者の環境（空間）が手狭となったため、生活介護事業所「ジョイ・ジョイ・ワークブーク」（定員20人）をすでに土地取得を行った城興ヶ丘に2026年度に整備し、2027年4月に開所する。また、ジョイ・ジョイ・ワーク引野の定員を20人とする。
- ・入浴サービスを提供して欲しいという利用者ニーズを充足するために、2027年度に現在生活介護フロアで使用している棟に特浴を整備し、あわせて重度障がい者用トイレを整備する。

6・事業内容

- ① 生活介護 ジョイ・ジョイ・ワーク引野（定員30人）
- ② 就労継続支援B型 ジョイ・ジョイ・ワークかりん（定員20人）
- ③ 就労継続支援B型 ジョイ・ジョイ・ワークめーる（定員20人）
- ④ 児童発達支援；放課後等デイサービス リズムJOY（定員10人）
- ⑤ 一般相談；特定相談支援、障がい児相談支援 あーす

7・職員体制

【ジョイ・ジョイ・ワーク引野】（生活介護）

管理者	1人
サービス管理責任者	2人
生活支援員	13人
看護職員	8人
作業療法士	1人
事務員	1人

調理員	1人
送迎運転手	5人

【ジョイ・ジョイ・ワークかりん】（就労継続支援B型）

管理者	1人
サービス管理責任者	1人（兼務）
生活支援員	5人
職業指導員	3人
目標工賃達成指導員	3人
その他の従事者	3人
送迎運転手	1人

【ジョイ・ジョイ・ワークめーる】（就労継続支援B型）

管理者	1人
サービス管理責任者	1人（兼務）
生活支援員	3人
職業指導員	1人
目標工賃達成指導員	2人
送迎運転手	2人

【リズムJOY】（児童発達；放課後等デイサービス）

管理者	1人
児童発達支援管理責任者	1人（兼務）
保育士	3人
児童指導員	2人
作業療法士	1人

【相談支援事業所あーす】（一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援）

管理者	1人（兼務）
相談支援専門員	3人

8・事業運営基本計画

【就労継続支援B型】

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、通所により生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うとともに、一般就労に必要な知識能力が高まった者は一般就労への移行に向けて支援をする。

【生活介護】

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

【児童発達支援】

日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導訓練を行う。

【放課後等デイサービス】

生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流が図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導訓練を行う。

【相談支援事業】

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

「自立」「協働」「連帯」を基調に利用者、家族、職員、地域と連携をとりながら運営する。

9・利用者の処遇

利用者、家族会と意見交換を行い、利用者の意見、希望を施設運営に反映させる。

10・利用者の健康管理

毎日のバイタルチェック、年1回の健康診断を実施する。

11・防災計画

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

12・事業継続計画（BCP）

法人が策定したBCPに則り、自然災害発生時または感染症発生時を想定したBCP対応訓練・研修を年1回以上実施する。

13・苦情・要望解決

利用者及びその家族からの苦情・要望に迅速かつ適切に対応するために、苦情・要望を受け付けるための窓口を各事業所に設置する。

14・個人情報の保護

業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱う。また、事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得る。

15・虐待防止・身体拘束適正化委員会の設置・運営

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止・身体拘束適正化委員会を設置するとともに、委員会での検討結果に従事者に周知徹底する。
委員会は年1回以上開催し「虐待防止のための指針」及び「身体拘束の適正化のための指針」を整備し、適宜見直しを行う。
- (2) 虐待防止・身体拘束適正化に関する研修を年1回以上開催し、利用者の人権擁護、虐待防止等に関する意識向上を行い、必要な措置を講じる。
- (3) 成年後見制度の利用を支援する。

16・感染対策委員会の設置・運営

感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる。

- (1) 感染対策委員会を設置・運営する。
- (2) 委員会では「感染症の予防及びまん延防止のための指針」を整備し、適宜見直しを行う。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止に関する研修を年2回以上開催する。
- (4) 感染予防対策の基本である標準予防策（スタンダードプリコーション）を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供に努める。

17・職員研修計画

今年度は以下の研修へ参加と開催を実施する。

内容（研修テーマ）	予定人数	時期	場 所
サービス管理責任者取得研修	対象者	年間	県内
相談支援従事者研修	対象者	年間	県内
感染症対策研修	全職員	法定研修	県内
給食従事者研修	対象者	年間	県内
就労移行支援関係研修	3～4名	年間	県内
発達障害関連研修	2～3名	年間	県内
支援技術・技法関連	3～5名	年間	県内
関連機関開催研修	8～10名	年間	県内
人権擁護・虐待防止研修	全職員	法定研修	県内
食品衛生関係研修	対象者	年間	県内
福山市総合支援協議会研修	1～2名	年間	県内
防災安全研修	1名	夏	県内
県就労振興センター関係研修	1～2名	年間	県内
法人役員研修	1～5名	年間	県内
ハラスメント研修	全職員	法定研修	県内
プライバシー保護研修	全職員	法定研修	県内
強度行動障がい基礎；実践	対象者	年間	県内
施設内新人研修	新人職員	4月～10月	施設内
施設内職員研修	全職員	年6回	施設内

18・関係団体との連携

今年度も下記の各種関係団体との連携を図り、地域福祉の関係づくりを強化する。

- ・福山市小規模作業所連絡会
- ・トータルライフサポートふくやま

- ・福山市障がい者総合支援協議会
- ・福山市社会福祉協議会
- ・福山市社会福祉施設連絡協議会
- ・福山市障害者（児）施設連絡協議会
- ・福山市地域貢献活動協議会
- ・福山市障がい者区分認定調査会
- ・福山市障がい福祉サービス事業等の指定に係る懇話会
- ・福山市相談支援事業所相談支援部会
- ・福山市地区放課後等デイサービス連絡協議会
- ・広島県身体障害者施設協議会
- ・アンダンテ家族会

19・周知・啓発

法人広報誌「アンダンテニュース」を毎月発行する。また、法人公式ホームページの管理運営、SNS等による情報発信にも努める。

2026年度ジョイ・ジョイ・ワーク引野事業計画

(生活介護事業)

【2026年度重点取り組み事項】

- ・利用率の安定
一日平均37人の維持安定に努める。
- ・目標工賃月額
目標工賃月額3,500円を目指す。
作業の見直し、新規作業の獲得、提供
- ・活動（作業・行事）の充実
法人全体行事をはじめ新たな行事の計画。
毎週土曜日営業を部署単位で実施。利用者の意欲を高める活動内容を工夫する。
専門講師の増員・ボランティア募集の強化を図る。
- ・参観日の開催
昨年度の参観日の保護者の意見をもとに、2026年度も施設での様子を実際に見て頂くことで、利用者の施設での頑張りを家族と共有でき、施設の方針や支援内容に対する理解を深めて頂き家族の安心感へ繋げる。
- ・第三者評価受審
2026年度再受審を受ける。
2023年度受審結果で指摘された項目は全て改善した。
質の高いサービスを提供維持する為、ジョイ・ジョイ・ワークかりんとジョイ・ジョイ・ワークめーるの改善項目も3つの事業所合同で引き続き取り組む。

2026年度ジョイ・ジョイ・ワークかりん事業計画

(就労継続支援B型事業)

【2026 年度重点取組事項】

- ・新規利用者の獲得
関係機関との連携を図り、事業所の支援内容や特色について積極的に周知する。
また見学や体験実習を取り入れ、受け入れ体制を整える。
- ・1日平均利用者数
1日利用平均28人を目標にする。
- ・目標工賃月額
目標工賃月額40,000円を目指す。
- ・利用者の特性にあった仕事の提供
利用者の作業能力や集中力に応じた作業工程を設定し、段階的に作業内容のレベル調整を行う。
- ・余暇活動
利用者の興味や希望を踏まえた余暇活動を取り入れ、心身のリフレッシュや生活の質の向上を図る。
- ・第三者評価
第三者評価で指摘された事項の改善に努め、地域との連携を行う。
- ・参観日の実施
利用者の日頃の活動や支援内容について、家族等の理解促進を図る。

2026年度ジョイ・ジョイ・ワークめーる事業計画

(就労継続支援B型事業)

【2026 年度重点取り組み事項】

- ・新規利用者の獲得
見学、作業体験を積極的に受け入れる、広報活動に力を入れる。
- ・利用率向上
1日利用平均22人を目標とする。
- ・目標工賃
目標工賃月額15,500円を目指す。
- ・作業見直し、新規作業の獲得
個々に合った作業提供、作業能力向上の為の支援を行う。受注作業の検討。
- ・余暇活動の充実
利用者のニーズを把握し、利用者が望む行事を企画する。
- ・第三者評価結果改善
2025年度受審結果で指摘された項目の改善に努める。

2026年度リズムJOY事業計画

(児童発達支援；放課後等デイサービス事業)

【2026年度重点取り組み事項】

- ・利用率の安定
一日平均12人を維持安定に努める
- ・音楽療育・サービスの質の向上を図る
障がいの特性や支援に関する知識、専門性の向上を図れるよう勉強会の開催
や内部研修や外部セミナー・外部講師を招いての研修等を行う。
- ・土曜日通所・長期休暇の在り方
保護者の就労支援やレスパイトも考慮し柔軟な受け入れ態勢を提供すると共に、自立に向けた支援や日常生活の充実に向けた活動を提供する。
- ・参観日・家族交流行事を開催
参観日を年1回、家族交流会を年2回開催し、保護者同士の交流を図る他子育てや育児の相談できる場所を作る。
- ・こどもの意思の尊重
利用児や保護者の意向・意思を尊重し 個別支援計画を作成する。
日々の活動や体験を通じて意思表示していけるよう努める

2026年度あーす事業計画

(一般相談；特定及び障害児相談事業)

【2026年度重点的取り組み】

- ・計画相談と障害児相談支援において、一人の相談員が一月当たりの取扱い件数40件目指す。
- ・新規利用者の獲得。個々の売り上げ目標を達成する。
- ・基幹相談支援センターが実施する事例検討会、重層的支援体制整備事業へ積極的に参加し、包括的な相談支援の体制を学ぶ。
- ・必要に応じて利用者等の相談に対する体制の強化を図る。
- ・利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議は、会議スケジュールに基づき開催し会議議事録を作成する。
- ・医療的ケアが必要な者、行動障がい有する者、高次脳機能障害を有する者、精神障がい者の支援、高齢化に伴い重度化する障がい者に対して専門的な対応が出来るよう体制の確保に努める。
- ・関係機関で行われる研修会へ参加し自己研鑽に努める。
- ・新規事業所のみならず他施設の見学をし社会資源を知る。